

## こども発達支援coconone 運営規程

### (目的)

第1条 この事業は、株式会社coconone（以下「事業者」という。）が設置するこども発達支援coconone（以下「事業所」という。）において実施する指定障害児通所支援の児童発達支援及び放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援（以下「指定障害児通所支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定障害児通所支援の円滑な運営管理を図るとともに、発達支援を必要とする児童（以下「児童」という。）及びその保護者（以下「保護者」という。）の意思及び人格を尊重し、児童及びその保護者「以下「児童等」という」の立場に立った適切な指定児童発達支援の提供を確保することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業者は、児童が、日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適応することができるよう、児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行う。

- 2 事業者は、児童等の意思及び人格を尊重して、常に児童等の立場に立った指定障害児通所支援の提供に努める。
- 3 事業者は、児童等の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。
- 4 事業の実施に当たっては、関係機関と連携を図り、児童等の安心につながるよう努める。

### (事業所の名称等)

第3条 指定障害児通所支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 こども発達支援coconone
- (2) 所在地 札幌市手稲区金山3条2丁目2番8号

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員。児童発達支援管理責任者と兼務。）  
職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定障害児通所支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 児童発達支援管理責任者 1名（常勤職員。管理者と兼務。）  
児童等の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、個別支援計画書を作成し、児童等に発達支援および家族支援を行う。また、職員に対する技術的指導及び助言を行う。
- (3) 児童指導員又は保育士 2名以上（うち常勤職員1名以上。かつ1名以上訪問支援員と兼務。）  
個別支援計画に基づき障害児等に対し適切に支援を行う。
- (4) 機能訓練担当職員 1名以上（うち理学療法士1名以上）  
個別支援計画に基づき障害児等に対し、日常生活動作や機能訓練等を適切に行う。
- (5) 看護職員 1名以上  
個別支援計画に基づき障害児等に対し適切に看護業務等を行う。
- (6) 訪問支援員 1名以上（うち常勤職員1名以上。児童指導員又は保育士と兼務。）  
居宅または保育所等を訪問し、個別支援計画に基づき、障害児等に対し適切に支援を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。ただし、特に必要があるときはこれを変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。土曜日は月1回のみ。  
※ ただし、国民の祝日、12月29日から翌年1月3日までを除く
- (2) 営業時間 午前8時45分から午後5時15分まで（土曜日は、午後4時15分まで）

(サービス提供日及びサービス提供時間等)

第6条 事業所のサービス提供日及びサービス提供時間等は、次のとおりとする。ただし、特に必要があるときはこれを変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。

- (1) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。土曜日は月1回のみ。  
※ ただし、国民の祝日、12月29日から翌年1月3日までを除く
- (2) サービス提供時間 午前9時00分から午後5時00分まで  
(土曜日は、午後4時00分まで)

(利用定員と定員の遵守)

第7条 事業所の利用定員は、1日につき10名とする。

第8条 事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて指定障害児通所支援の提供を行わない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(指定障害児通所支援を提供する主たる対象者)

第9条 指定障害児通所支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 運動発達に遅れのある児童
- (2) 肢体不自由のある児童
- (3) 医療的ケアの必要がある児童 等

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、札幌市（主に西区・手稲区）とする。

※その他の地域については要相談とする。

(提供するサービス内容)

第11条 事業所で行う指定障害児通所支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 児童への発達支援

児童の健康状態および発達段階や特性を把握し、それらに応じて、日常生活動作等の獲得やコミュニケーション能力を含む社会性を育めるよう支援する。個別または集団活動の中で、親子遊びや運動遊びおよび戸外活動、創作活動等の豊かな遊びを通して、身体機能および精神発達を支える。

- (2) 家族支援

家族と児童の健康状態や発達段階を共有するとともに、適切な介助方法や関わりについてともに検討し、家庭において実施可能な方法を提案する。また、家族の不安や悩みに寄り添い、適切な情報を提供することで、不安の軽減や悩みの解決を支える。

- (3) 集団生活の適応に向けた支援

児童の通う保育所等や学校を訪問し、児童が集団生活の場で安心・安全に過ごすことができるよう、家族や関係機関と連携を図りながら、本人への直接支援とともに現場の先生方への助言や環境調整等の間接的支援を行う。

(利用者が負担する費用および通知)

第12条 指定障害児通所支援を提供したときは、保護者から当該指定障害児通所支援に係る通所利用者負担額の支払を受ける。ただし、通所支援給付費の負担上限額の範囲内とする。

第13条 事業者は、法定代理受領によりサービスに係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、保護者に対し、当該保護者に係る障害児通所給付費の額を通知する。

第14条 児童の便益を向上させるものであって、保護者に支払を求めることが適当である金銭に限り、事前に保護者の同意を得た上で、当該保護者に対し支払を求めることができる。

(サービスの提供の記録および保管)

第15条 事業者は、指定障害児通所支援を提供した際は、指定障害児通所支援の提供日、内容その他必要な事項を、指定障害児通所支援の提供の都度、記録する。

2 事業者は、前項における諸記録を当該記録の作成日から5年間保存する。

(緊急時等の対応)

第16条 事業者は、指定障害児通所支援の実施中に、児童に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに事業者が定める協力医療機関又は児童の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(協力医療機関)

第17条 事業者（治療を行うものを除く）は、児童の病状の急変等に備えるため、次のとおり協力医療機関を定める。

協力医療機関名：わたなべ小児科・アレルギー科クリニック

(非常災害対策)

第18条 事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知する。

2 事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練等の必要な訓練を行う。

(衛生管理等)

第19条 事業者は、児童等の使用する設備等について、衛生的な管理に努め、必要な措置を講ずる。

2 事業者は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 事業所における感染者及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的（3か月に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的（1年に2回以上）に実施する。

(虐待等の禁止)

第20条 従業者は、児童に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

2 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定

- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 従業者に対する児童等の人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修の実施（1年に1回）
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的（3か月に1回以上）な開催及びその結果について従業者への周知

#### （身体拘束等の禁止）

第21条 事業者はサービスの提供にあたっては、通所児童又は他の児童の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他児童の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の児童の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業者は、身体拘束等の適正化を図る為、次に掲げる措置を講ずる。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知を図る。
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施する。

#### （業務継続計画の策定等）

第22条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、児童に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（1年に1回以上）に実施する。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

#### （安全計画の策定等）

第23条 事業者は、児童等の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、従業者、児童等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的
- 3 事業者は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知する。
- 4 事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行う。

#### （事故発生時の対応）

第24条 事業者は、児童に対する指定障害児通所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、児童の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について、記録する。
- 3 事業者は、児童に対する指定障害児通所支援の提供により損害を賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を速やかに賠償する。

#### （契約支給量の報告等）

第25条 事業者は、指定障害児通所支援を提供するときは、当該指定障害児通所支援の内容、保護者に提供することを契約した指定障害児通所支援の量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下「通所受給者証記載事項」という。）を当該保護者の通所受給者証に記載する。

2 契約支給量の総量は、当該保護者の支給量を超えてはならない。

3 事業者は、指定障害児通所支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告する。

（関係機関との連携）

第26条 事業者は、指定障害児通所支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力する。

第27条 事業者は、指定障害児通所支援の提供または終了に際し、市町村又は他の障害福祉サービス、その他の関係機関と密接な連携に努める。

（指定障害児通所支援の取扱方針）

第28条 事業者は、個別支援計画に基づき、児童の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定障害児通所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮する。

2 事業者は、児童が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、児童等の意思をできる限り尊重するための配慮をする。

3 従業者は、指定障害児通所支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、児童等に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。

4 事業者は、児童の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定障害児通所支援（治療に係る部分を除く）の確保並びに指定障害児通所支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定障害児通所支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行う。

5 事業者は、その提供する指定障害児通所支援の質の評価を行い、常にその改善を図る。

6 事業者は、前項の規定により、その提供する指定障害児通所支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、従業者による評価を受けた上で、自ら評価を行うとともに、当該事業者を利用する保護者による評価を受けて、その改善を図る。

7 事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の規定による自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を保護者に示すとともに、インターネットの利用等の方法により公表する。

8 事業者は、事業所ごとに指定障害児通所支援プログラムを策定し、インターネットの利用等により公表する。

（児童の地域社会への参加及び包摂の推進）

第29条 事業者は、児童が指定障害児通所支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努める。

（個別支援計画の作成等）

第30条 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、児童について、その有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じた、児童等の希望する生活、課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、児童の年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう、児童の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をする。

- 2 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、個別支援計画の原案を作成する。この場合において、児童の家族に対する援助及び関係機関との連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努める。
- 3 児童発達支援管理責任者は、前項に規定する個別支援計画の原案の内容について、児童等に対して説明し、その同意を得たことを文書に記し、交付する。
- 4 児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の作成後、通所支援計画について、実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うとともに、児童に係る解決すべき課題を把握し、少なくとも6か月に1回以上見直しを行い、必要に応じて変更を行う。

（掲示）

第31条 事業者は、当事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関、その他の重要事項を掲示又は、この書面を事業所に備え付ける。

（秘密保持等）

第32条 事業所の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、この秘密を保持する義務は、従業員の退職後においても継続する。

- 2 事業者は、関係機関に児童等に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により保護者の同意を得る。

（利益供与等の禁止）

第33条 事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業員に対し、児童又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

（苦情解決）

第34条 事業者は、その提供した指定障害児通所支援に関する児童等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。

- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録する。

（地域との連携等）

第35条 事業者は、その運営に当たっては、地域住民又は地域において自発的な活動を行う団体等との連携及び協力その他の地域との交流に努める。

（職場におけるハラスメントの防止）

第36条 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景として言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第37条 児童等は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意する。

- (1) 指定障害児通所支援の提供にあたっては、発達支援を効果的に行うため原則保護者同伴での利用とする。ただし、特別な事情がある場合、および家族支援や本人支援の視点から保護者との分離が望ましく、かつ職員体制が可能な日についてはこの限りではない。
- (2) 宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他ほかの障害児等に迷惑を及ぼす言動や行動をしないこと。

(3) 医師の診断等により、他者に感染する疾病であることが判明した場合、通所の許可が出るまで通所の利用を停止する。

(その他運営に関する重要事項)

第38条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

この規程は、令和7年9月1日から施行する。

この規定は、令和8年6月10日から施行する。(予定)